

## 令和3年 第6回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 9月1日(水)から15日(水)まで15日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
9月1日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
9月2日	木			
9月3日	金			
4日	土			
5日	日			
6日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
7日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
8日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
9日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
10日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
11日	土			
12日	日			
13日	月	決算特別委員会	9時	付託事件審査
14日	火	予 備 日		
15日	水	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和3年度鞍手町議会第5回定例会会議録（第1号）						
令和3年6月2日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年6月2日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年6月2日 午後1時24分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	3	田中 二三輝		4	宇田川 亮	

職 務	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和3年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月2日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第43号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第4 議案第44号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第5 議案第45号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第6 議案第46号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第7 議案第47号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第8 議案第48号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第9 議案第49号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第10 議案第50号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第11 議案第51号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第12 議案第52号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第13 議案第53号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第14 議案第54号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第15 議案第55号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第16 議案第56号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第57号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第18 議案第58号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第59号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第60号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第61号 専決処分の承認（令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第2号）
- 日程第22 議案第62号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第63号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更
- 日程第24 議案第64号 財産の出資

令和3年6月2日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

ただ今から、令和3年第5回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております、令和2年度鞍手町繰越明許費繰越計算書。第8期鞍手町高齢者保健福祉計画。第三次鞍手町障害者計画。第6期鞍手町障害者福祉計画。第2期鞍手町障害児福祉計画。第2期鞍手町地域福祉計画及び監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配付していますのでご確認ください。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番議員 田中 二三輝議員及び4番議員 宇田川 亮議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は本日から6月15日までの14日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から6月15日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第43号から日程第14 議案第54号までの12件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第3 議案第43号から日程第14 議案第54号までの12件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第43号から日程第14 議案第54号までの12件は鞍手町農業委員会委員12名の任命であります。

本議案は現在の鞍手町農業委員会委員の任期が令和3年7月19日をもって満了することから、農業委員会等に関する法律の第8条第1項に、議員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命する。となっており、鞍手町農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は令和3年7月20日から令和6年7月19日までの3年間であり、別紙で候補者12名の略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第3 議案第43号から日程第14 議案第54号までの12件の提案説明であります。

ご審議の上、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第43号から議案第54号までの12件について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号から議案第54号までの12件については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第43号から議案第54号までの12件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第43号から議案第54号までの12件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第43号鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に浦部 篤氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第43号は同意することに決定しました。

次に、議案第44号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に遠藤 幸男氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第44号は同意することに決定しました。

次に、議案第45号 鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に香月 宏一氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第45号は同意することに決定しました。

次に、議案第46号鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に栗田 英洋氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第46号は同意することに決定しました。

次に、議案第47号鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に幸田 剛氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第47号は同意することに決定しました。

次に、議案第48号鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に小長光 隆氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第48号は同意することに決定しました。

次に、議案第49号鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に島仲 繁雄氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第49号は同意することに決定しました。

次に、議案第50号鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に白石 信幸氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第50号は同意することに決定しました。

次に、議案第51号鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に田中 勉氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第51号は同意することに決定しました。

次に、議案第52号鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に筒井 浩一氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第52号は同意することに決定しました。

次に、議案第53号鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に花田 貴志氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第53号は同意することに決定しました。

次に、議案第54号鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に深草 雄介氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第54号は同意することに決定しました。

次に進みます。日程第15 議案第55号を議題とします。

ここで9番議員 栗田 美和議員に申し上げます。

地方自治法第117条の規定により、除斥となりますので退場をお願いします。

(「栗田美和議員」退場)

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第15 議案第55号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第15 議案第55号は、鞍手町農業委員会委員の任命であります。

本議案は、現在の鞍手町農業委員会委員の任期が令和3年7月19日をもって満了することから、栗田 美和氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は令和3年7月20日から令和6年7月19日までの3年間であり、別紙、略歴書を添付しておりますのでご参照ください。

以上が日程第15 議案第55号の提案説明であります。

ご審議の上、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから、質疑を行います。

議案第55号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第55号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第55号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第55号鞍手町農業委員会委員の任命を採決します。

農業委員会委員に栗田 美和氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第50号は同意することに決定しました。

ここで、9番議員 栗田 義一議員の入場を許します。

(「栗田美和議員」入場)

次に進みます。日程第16 議案第56号から日程第20 議案第60号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第16 議案第56号から日程第20 議案第60号までの5件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第56号は鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、個人番号カードを利用して多機能端末機から印鑑登録証明書を交付できるようにすることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第17 議案第57号は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。

本議案はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年9月1日に施行されることに伴い、これに関係する鞍手町個人情報条例、鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び鞍手町手数料条例の三つの条例について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第18 議案第58号は、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第19 議案第59号は鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に日程第20 議案第60号は鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例であります。

本議案は鞍手町への定住促進と人口増加を図ることを目的として、平成25年度から実施している定住促進奨励金交付事業の対象住宅の取得期限が令和4年1月1日までとなっていることから、当該事業の効果を検証した結果、人口減少の抑制に一定の成果が確認出来たため、当該所得期限を令和9年1月1日までの5年間延長することに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上が日程第16 議案第56号から日程第20 議案第60号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第21 議案第61号を議題いたします。



提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第21 議案第61号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第21 議案第61号は専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、6月27日執行の福岡県議会議員補欠選挙に係る必要な経費を追加するものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では2款総務費 県議会議員選挙費として671万8,000円の関連予算を追加しております。

歳入では、県委託金671万8,000円を追加し、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ671万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ82億9,352万5,000円としております。

以上が日程第21 議案第61号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第22 議案第62号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第22 議案第62号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第22 議案第62号は、令和3年度鞍手町一般会計補正予算第3号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では2款総務費において、コミュニティー助成事業費で一般財団法人自治総合センターから助成金の交付決定を受けたため、一般コミュニティー助成事業補助金250万円を追加しております。

また、ふるさと納税推進費において、寄付額の伸びによる関連費用として、基金積立金を含む3億2,396万4,000円を追加しています。

次に、3款民生費では、国費を財源とする低所得の子育て世帯特別給付金の給付に伴う関連費用として1,791万2,000円を追加しています。

次に4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費において、ワクチンの集団接種等に伴う補助員の役務費等の関連費用2,726万2,000円を追加しています。

一方、歳入では、歳出予算に関連する国庫支出金、県支出金などを追加しております。

これらの要因により不足する財源1億2,887万1,000円につきましては、財政調整基金から繰入れ、歳入歳出を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ3億7,761万4,000円を追加し、予算総額は歳入歳

出それぞれ86億7,113万9,000円としております。

以上が、日程第22 議案第62号の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第23 議案第63号及び日程第24 議案第64号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第23 議案第63号及び日程第24 議案第64号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第23 議案第63号は、地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更であります。本議案は、地方独立行政法人くらて病院の新築移転及び診療所の開設に伴い、定款の変更が必要となりましたので、本定款の一部を変更するものであります。

次に、日程第24、議案第64号は財産の出資であります。

本議案は、地方独立行政法人くらて病院の新築移転に当たり、移転先の町有地を出資の目的とすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めらるものであります。

以上が日程第23議案第63号及び日程第24 議案第64号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日3日から6日までの4日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、明日3日から6日までの4日間を休会することに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時24分

令和3年鞍手町議会第5回定例会会議録（第2号）						
令和3年6月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年6月7日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年6月7日 午後3時28分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名 員		3	田中 二三輝	4	宇田川 亮

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

# 令和3年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月7日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

# 一般質問通告一覧表

令和3年第5回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁 指定者
<p>8番 有働徳仁</p>	<p><b>1. 町民グラウンドについて</b>                      (1) 現在はどうのような状況なのか。                      (2) 今後の活用方法は。</p> <p><b>2. 小学校について</b>                      (1) 統廃合に伴う建設費は。</p> <p><b>3. 新庁舎建設について</b>                      (1) 新庁舎建設費の削減は。                      (2) 現庁舎の解体費は、建設費に含まれているのか。                      (3) くらじの郷の今後は。</p> <p><b>4. ふるさと納税について</b>                      (1) 本町のふるさと納税の概要は。                      (2) 納税されたお金はどうのように運用されているのか。                      (3) 宣伝広告について。</p>	<p>町長 教育長</p> <p>町長 教育長 町長</p> <p>町長</p>
<p>3番 田中二三輝</p>	<p><b>1. 要望書の取り扱いについて</b>                      (1) 個人又は各地域からの要望に関する受付のルールは。                      (2) 各要望書を受理し、具現化するまで優先順位等をどのような方法で決めているのか。                      (3) 役場又は町職員から特定の個人に対し要望書を提出するよう要請又は相談することはあるのか。</p>	<p>町長</p>
<p>11番 西藤典子</p>	<p><b>1. 生理の貧困について</b>                      (1) 5月28日についての認識は。                      (2) 福岡県での取り組み例は。                      (3) 他県・他自治体の取り組み例は。                      (4) 女性が健康で安心して活動できるよう、トイレットペーパーなどと同等の必需品として公共施設や学校のトイレに配置すべきと考えるがいかがか。</p> <p><b>2. 新庁舎建設の見直しについて</b>                      (1) 情報公開はどう行うのか。                      (2) 町報の配布状況は（全世帯数と配布実数等）。                      (3) 周知をはかる他の方法は。                      (4) 町民の意見の集約はどう行うのか。                      (5) どう見直すのか。                      (6) 町民の納得を得るために、見直したものをもとに住民投票を行う考えは。</p>	<p>教育長</p> <p>町長</p>

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁 指定者
4番 宇田川 亮	<b>1. ワクチン接種について</b> (1)現在の接種状況と予約状況は。 (2)副反応（重篤・軽症）の状況は。 (3)接種場所・予約・キャンセル等での混乱は。 (4)キャンセルが出た場合の今後の対応は。 (5)今後の接種予定は。 (6)医療・福祉・教育など、ソーシャルワークが必要な現場の労働者を優先して接種する考えは。	町 長
2番 野口美恵子	<b>1. 防災対策について</b> (1)災害時に弱者を避難所に誘導する上での具体的な対策は。 (2)防災の日を設定する考えは。 (3)ハザードマップ見直しの時期は。	町 長

令和3年6月7日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

本日の会議を開きます。

日程はお手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に8番議員 有働徳仁議員の質問を許可します。

有働議員。

○8番 有働 徳仁議員

8番。通告書に従い、一般質問を行います。

まず、町民グラウンドについてお伺いします。

テニスコート、町民グラウンドがあると思いますが、その裏手にテニスコートのクラブハウスの裏の敷地でフットサル1面ができるぐらいの広さがある場所があるのですが、その現在の状況を教えてください。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

この件につきましては、教育課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

議員ご指摘の場所の面積につきましては、1,650平方メートルございます。

現在、この場所はどなたでも使えるようになっていますので、町民グラウンドを利用する団体が時々、試合の際の練習や休憩のための場所として利用しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁議員

今後の利用方法についてはどのように考えていますか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

今後の活用については、これまで特に検討しておりません。

今後は、これまでどおり町民グラウンドの利用者が試合の際の練習や休憩のための場所として利用していただければと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁議員

続いて二つ目に参ります。小学校について伺います。

現在、小学校の在り方についての委員会設置の準備が行われ、本町は人口減少とともに様々な話が進められると思います。

そして今後、新庁舎建設に多額の予算がかかると考えられます。

もし、統廃合が現実的になった場合、新しい学校を建設する予算はどうなりますか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

小学校の存続及び統廃合に関しましては、本年4月より教育課教育環境整備係を新規に設置し、教育委員会の附属機関として鞍手町立小学校の統合に向けた在り方検討委員会を立ち上げる準備を進めている段階ですので、ご質問の統廃合に伴う建設費につきましては、現時点でお示しできる数値などはございません。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁議員

今、教育長が言われたとおり、現段階では予算の設定だったりとか厳しいと思うのですが、どこも全国的に人口減少というのが進んでいますので、今後、5年後10年後20年後と見据えたときには統廃合という話はどうしても出てくると思いますので、そこも統廃合するときに、その小学校をどこに建てるだとか、そういった話し合いを少しずつでも進めていただいて、建設費を新庁舎みたいな感じで余りかけないように話を進めていただけたらなと思います。

では、三つ目に参ります。新庁舎建設についてお尋ねします。多額の建設費用が見込まれる新庁舎建設の削減のお考えを聞かせください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

事業費の削減につきましては、総務課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。新庁舎等建設事業に要する総事業費約53.2億円は基本設計完了段



階における概算事業費でございます。

基本設計の検討段階では必要な経費を最大限見込みましたので、全体として事業費が大きくなっている状況でございます。

現在、実施設計においてコストダウンや部材設備の代替案の採用などに取り組んでおり、現段階では設備を含む本体建築費を1億円程度削減できる予定で検討を進めています。

また、現段階ではさらなる精査の上積算を行いますし、入札による効果も見込めます。

実際に現在、継続審議となっております議案第41号及び第42号の建築地内解体工事の案件につきましては、総事業費約53.2億円のうち、2億5,348万4,000円を見込んでおりましたが、発注段階では1億5,661万8,000円の入札予定価格となり、最終的には1億4,274万400円の落札価格となりましたので、実質約1.1億円の削減となっております。

しかしながら有働議員が言われますように、建築コストの増加要因も考えられますので、今後もより一層、事業費の削減に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁議員

今課長がおっしゃったとおり努力していく、努めていくってことなのですが。

このことによって結構な建設費がかかっているのですが。そのことによって、経費がかかる、どんどんかかる。そのことによって住民税が引き上がるっていうことの可能性はあるのですか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

住民税につきましては国の法律にあります地方税法に基づいて標準税率を使っております。鞍手町の税条例につきましてもその標準税率を使っておりますので、全国的に比べても別に鞍手町が高いとかそういうことはございません。

条例ですので、今後も上がることはないと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁議員

現庁舎の解体費はこの建設費の中に含まれていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましても、総務課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。現庁舎の解体費用につきましては総事業費約53.2億円のうち、1億1,860万円を見込んでおります。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁議員

解体費は含まれているということですね。この件に関しては以前の3月議会でも質問しましたが、年間4,200万円以上の赤字。そして新しく建設される新庁舎に福祉センターが移転する中、二つもの施設が要るのか疑問に思います。

そこで質問します。くrajの郷の今後について教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

くrajの郷の今後ということでの質問だと思います。

3月議会でも同様のご質問をいただきました。今後の検討の方向性としてしまして総合福祉センターの施設を町民の皆さん、特に高齢者や子どもたちの憩いの場として活用したいこと。また、災害発生時には避難所として利用できるような施設として存続させたいことをお答えさせていただきました。

今、申し上げましたことは新庁舎に移転する機能とは別のものとして考えており、公約の一つとして先般の住民説明会の中でも売却や処分はしないということをはっきり発言させていただきました。

議員の言われるとおり、当該施設の維持管理等の問題につきましては、当然に認識をしているところです。

今後、当該施設の利活用を検討する際には官民を問わず、最適な利活用方法を模索していきたいと考えております。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁議員

この件に関しては本当に前向きな検討をしていただきたいなと思います。

では、次に参ります。(3)ふるさと納税についてお伺いします。

本町のふるさと納税の概要を教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては政策推進課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

本町のふるさと納税の概要についてということでお答えいたします。

ふるさと納税は地方自治体に寄附をする制度で、寄附者は寄附額に応じて所得税や住民税の控除を受けることができます。

ふるさと納税をする自治体は、生まれ育ったふるさとに限らず自由に選ぶことが出来、寄附金の使い道も指定することができます。

ふるさと納税はふるさとへの思いや、応援したい自治体への気持ちを形にすることができる制度です。

本町におきましても平成20年度より、ふるさと納税に取り組み平成28年度からはクレジット決済が行えるよう、ふるさと納税サイトを活用した寄附の募集を行っております。

ちなみに、本町の令和2年度の寄附額につきましては、4,108件、5,505万4,000円でした。

以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁議員

納税されたお金はどのように運用されていますか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。本町のふるさと納税による寄附金の運用につきましては、鞍手町ふるさと応援基金条例により規定されております。

具体的には、年度内に寄附された寄附金は一旦全額を基金に積立て、翌年の事業の財源に充てることとしております。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁議員

では、基金に一旦積み立てるということは、返礼品や送料などの経費は一般財源ということですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋奈美江君

はい。返礼品や送料等の経費は一般財源かというところですが、議員のおっしゃるとおり、そのとおりでございます。

現時点では、寄附額をそのまま返礼品等の経費に充当することが出来ません。

寄附額が少額の場合は一般財源の持ち出しもさほどなかったのですが寄附額が大きくなれば経費もかかってきます。

他の自治体では基金の運用について寄附を促進するための事業に充てる場合という処分規定を設けている自治体も見受けられます。

今後は、基金条例の見直し等も検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁議員

では、ふるさと納税は寄付をする際に活用したい区分を選べると思うのですが、どのような運用をしているのか教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋奈美江君

はい、お答えいたします。

本町のふるさと納税の用途区分は鞍手町ふるさと応援基金条例施行規則に六つの区分を設定しております。

寄附者が寄付の際に指定した区分の運用については、1月1日から12月31日までの寄附を翌年度の予算へ充当することとしております。

ちなみに、令和2年度1月から12月の寄附額の取得分について説明をさせていただきます。

一つ目は、道路や交通網の整備等を区分する、まちの基盤整備及び自然並びに環境保全に関する事業に924万円。

二つ目に、消防防災等を区分とする安全安心のまちづくりに関する事業に524万円。

三つ目は、子育て支援及び未来を担う子どもの教育環境並びに生涯学習等の充実に関する事業に1,449万円。

四つ目に、高齢者及び障がい者福祉の充実並びに健康に関する事業に846万円。

五つ目は、農業や商工業等を区分とする地域産業振興に関する事業に483万円。

六つ目は、歴史または文化の継承に関する事業に396万円。

寄附者が指定した区分を、令和3年度予算へ充当しております。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁議員

このふるさと納税なのですが、もっとふるさと納付は集めるべきだと僕は思っているのですが、そのために宣伝や広告について今どのような現状なのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい。宣伝広告についてということで、お答えいたします。

ふるさと納税の宣伝等につきましては、平成31年度税制改正におけるふるさと納税制度の見直しの際に基準が設けられております。

一つ目は、ふるさと納税の募集を適正に実施すること。

二つ目として、返礼品は返礼割合を3割以下とすること。

三つ目として、返礼品は地場産品とすることなどが定められております。

特にふるさと納税の宣伝ということですが、過大広告や返礼品を全面的に打ち出した広告による募集等は認められておりません。

また、経費を寄附額の5割以内とするなど様々な要件がありまして、この基準に適合しなければ、ふるさと納税の寄附を募るということが出来ておりませんので、広告については、できる範囲の中でやっております。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁議員

最後にお聞きしたいのですが、近隣の市町村に比べ鞍手町の納税状況を。

そして、財政が厳しい厳しいという中、このような有効活用できることに力を入れるべきではないかと思えます。その方法があれば教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい。お答えいたします。近隣の市町に比べ鞍手町の納税状況はということですが、他市町に比べますと、まだまだ鞍手町は寄付額が伸びておりません。

しかし、昨年度の2月ごろから急激に本町のふるさと納税額が伸びております。

これは様々な要因が考えられると思いますが、まずは、昨年度ふるさと納税サイトを1件追加したこと。

それからコロナ禍によるおうち時間が増え、インターネットの閲覧機会が増大したこと。

それから返礼品に緊急支援品等を掲載し、その返礼品を選択する寄附者が多くなったというようなことが考えられます。

それから財政が厳しいという中、有効活用できることに力を入れるべきではというご質問につきましては、そのような広告が華美に出来ないということがありますので、現在、返礼品や事業者の新規開拓、高額納税者用の返礼品。返礼品の定期便など返礼品のバリエーション等を工夫しながら推進しております。

議員もおっしゃいましたように、有効活用できるということでございますので貴重な財源でありますので今後も創意工夫をしながら、寄附の募集を行っていきたいと考えており

ます。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁議員

今回の一般質問でお聞かせいただいたのですが、全体的に言われることは理解できるのですが、やはり、収入と支出のバランスを考えながら次の世代、後世に負担を残すことのない事業計画をしていただきたいと思います。

そして、財政が厳しいという中、収入の部分でとても効率がいいと思うふるさと納税については、今後も定期的に質問させていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で有働徳仁議員の質問を終了します。

次に、3番議員 田中 二三輝議員の質問を許可します。

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

3番。通告書に従って一般質問を行います。

今回は、町民からの要望書の取扱いについて幾つか質問をしながら、改善点またはその確認項目を見出していきたいという思いでございますので、そういったことでよろしくお願ひしたいと思います。

まず、各課に町民から寄せられる要望というのは数々あると思います。

相談者が口頭により受理するもの、または、要望書等の提出を求めるものがあると思いますが、そういったことでこの取扱いについて、まずそういった必ず要望書じゃない口頭でその要望を受けるといったこともあるのかなのか、そこら辺をまず教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては総務課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい、お答えいたします。

要望につきましては文書だけではなく口頭によるものもございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

口頭による、口頭によって、いわゆるその要望の受理といった形もあり得るということで

ございますが、では、要望書を求める場合。私は区長名で、その要望書の提出をお願いしますというふうに理解をしております。

まず、この理解で間違いないか、確認をとりたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。要望書につきましては必ずしも区長さんによる要望書だけとは限りません。団体というのもございます。

この要望がございましたら要望書の内容によりまして、その中身を該当する所管課がまず受け付けまして、その後町長のほうまで決裁が回りまして、それについてその要望について対応していくという流れになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

団体等による要望もあると、区長名だけではないということでございますが。

区長名での要望書を提出しなきゃいけないと私は理解をしていましたので、その個人の方が窓口で要望した場合。要望にお見えになって、これは要望書の提出に当たるような内容だというふうな窓口でのご判断の場合、個人の方が区に加入されていない場合。一つの区の中の地域に住んではいらっしゃいますが、その方が区に加入していない場合に、やはり区長名での提出というふうなご指導をされているのか。

または、区に加入されていない方に関しましては、個人の方の要望書の提出というような、形でいいのかどうか、その辺もちょっと確認をとりたいのですが。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

一般的には、要望書につきましては様々なその内容にもよりますけれども、個人で要望書を提出されるというケースは余りございません。

やはり、そこは団体なり、先ほど田中議員さんおっしゃいますように、そういう内容であれば区長さんにご相談をいただいて、区としてご要望いただければというような話をする場合もございます。

ですので、余り個人の要望書というのは余りケースがないと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

だから、区に加入されている方であれば区長名での提出を求めているっていうことに関しては理解できるのですよ。

ただ、その方が区に加入されてない場合ですよ。そういう場合も、逆にそういった方のご相談を区長名で要望書として提出してくださいと。区長と相談してくださいって言った場合に、その区の区長さん自身が区には入っていない人からの話やから聞かないとか、自分たちの自治会の中だから、そこに住んでいらっしゃる方が区に加入していてもしてなくても区長として要望を受けて要望書を提出するんだというふうに、ふだん常日頃から思われているかどうかですよ。

その辺は区長に対して何か、区民から、または区に対して未加入者からの相談を受けた場合も、きちんと対応してくれと。

要望書をつくって必要だと思うものは役場のほうに提出してくださいというようなことを行政側から区長さん方へ何か伝えるようなこともされているのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。そういう、個人の区に入っていない方が区長さんのほうに要望書の提出を求められるというのは、まず、区長さんがそれを受けられるかどうかというところがございまして、恐らく区に入っていない方の要望は、区長さんはその要望書を出されるということはないというふうに思います。

ちょっと具体的な例で申しますと、例えば危険空き家が隣にあつて例えばですけども、その方が区に入っていないので、この危険空き家の対応をお願いしますというご相談というのは、そういうケースはあると思います。

危険空き家について当然その持ち主を調べたり、その持ち主に対応を求めたりということとは実際にはあっております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

整理させていただきますけど、区に加入されてない個人の方が窓口にご相談に来た場合に、どうしても要望書の提出に値するような要望のご相談の内容だというふうに窓口のほうで判断された場合に、窓口のほうで要望書を出してくださいと。

その方が区の未加入者であれば、その方個人の名前で要望書を出しても受け付けるのだというふうに理解していいですね。

○議長 星 正彦君

総務課長

○総務課長 三戸 公則君

はい。基本的には要望の内容だとは思いますが、どうしても、その個人の方の要望書を受け付けなければならないような要望であれば、受け付けるということはあると思います。



○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

はい。ありがとうございます。

では、そういうふうな形で窓口のほうで相談者に対する答えをされているというふうに思いますけど、そのルールというのは口頭で受けるなり要望書の提出を求めるなりというルールってというのは何か明確なルールがあるのか。

それとも今まで各課それぞれ慣例によって受付を行っているのか。

その辺はどのような形で対応されていくのか教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。やはりご要望されている内容にもよるかとは思いますが。

口頭でご要望いただいて、それが対応できるものもあるかとは思いますが。

また、ご要望によってはそれやっぱり書面によってご要望を出していただかなければ処理が出来ないようなものもあるかとは思いますが。

そこはその内容によって各課で所管のするところでその対応を行っておりますので、明確なルールというようなものはございません。

そこはあくまでも、その内容を受け付けた所管課が最終的には文書なり口頭なり町長の方までご報告して、それに対応していくというのが現状でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

何もね、私はきちんとしたルール化をしろと言っているのが目的ではございません。

どういった形でそういった要望案件に対しての答えをされているのかということで、今回、確認をさせていただいているのですが。

慣例等によって窓口のほうで臨機応変に対応していらっしゃるというふうな理解をさせていただきます。

そういったことであれば、人事異動等でご担当が変わった場合もあると思いますので、そこら辺はやはりしっかりと引継ぎ等で確認をとりながら、各課今まで受けていらっしゃる内容で要望にお答えしていただきたいというふうに思います。

なお、多くの要望に対して時々ご相談をいただくのが、返事が来ないとか、なかなかしていただけないとか、やっぱり要望された側はすぐに対応してほしいという期待を込めて要望されていらっしゃると思います。

したがって、余り時間をかけずに具現化するのが本当は1番いいのかもしれませんが、具現化に時間がかかる場合とか、対応が不可能な場合とかいろいろあると思います。

特に出来ないときの相手に対する返事というのは、できるだけ早くしてあげたいというのが僕は通常考えていることだと思いますが、そういった要望書に対する返事というのが答弁というのは、そういったものがどれぐらいのスパンで返事をされているのか、相手に伝えて結果を伝えているのか。

出来る、出来ないということを、どのような時間的スパンで答えていらっしゃるのか、その辺はどのようにお考えでしょう。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。その要望書に対して例えば何日までに回答しますという明確なルールはございません。

今、田中議員おっしゃいますように、その要望を出された方には、できるだけ早くその要望に対する結果をできるだけ早くご報告していきたいと思います。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

はい。受け付けのルールの明確ということについては、私は何もそこを明確にきちんとやんなさいということは申し上げませんが、その各要望者に対する返事等につきましては、できるだけ早く良い悪いにかかわらず、回答をしていただきたいと思いますので、今後の努力に期待をしておきます。

次に進みますけども、今度はいただいたご相談を具現化する場合、実現化する場合、いろんなやはり経費予算等々が必要になってくると思いますけども、その優先順位というのは、これはどのようにお決めになっているのかその辺を教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

やはり優先順位いうところはですね、やはりその内容ご要望いただくその内容によってですね、その優先順位は決まってくるのかと思います。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

もちろんその内容とあと予算がどれぐらいかかるか、そういったものに大きく左右されるっていうのは分かるのですが。

この要望書というのがどういう取扱いになるのですか。その年度だけですか。有効期間。1回出せば、次年度もそれに対応するとか。それともその年度ごとに提出しないとイケないとか、その辺はどのようなふうに取り扱われているのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

大変申し訳ございません。そこも、やはりその内容によるかと思います。

議員さんおっしゃいますように、どうしても予算が伴うものにつきましては、どうしてもその年度に整理、解決しなければならないご要望であれば、そこに予算化をするための手続なりは、当然予算、その所管から予算要求を行い、予算査定を行って予算計上させていただいてやっていくというような流れにはなるかと思ひますし、なかなか複数年にまたがるというのは、すぐにはそのご要望を出来ないというものもござひます。

そこはですね、逆に、毎年ですねご要望いただくというようなことはござひます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

なるほど。毎年、要望書を出していただくというようなこともあり得ると。そういったことですよ。なるほど。

予算の状況、今度は行政側の予算の状況等々にもよると思ひます。

できるだけ各要望にしっかりとご対応していくんだということで、努力をするというふうに理解をして受け止めておきたいが、町長、そういった期待を込めた理解でいいですか。それとも町長何か要望書に対するその今の対応等で改善策等を見出してご対応等で何か考えがあれば教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先ほど総務課長が答弁しましたように、まさしく内容にもよるものであります。

その内容によりましては、それを予算化せずできるもの、すぐ取り組めるもの、しかしなかなか予算計上出来なく、それがなかなか要望に対してですね、お答え出来ないもの、そういったものもあるかと思ひます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

予算というのがどうしても付きまとうことでありますけども、その要望が地域住民にとって生活環境の改善、これに大きく関わるというようなものであれば幾ら予算がかかるとしても、やはり具現化する努力というものはしていかなきゃいけないというふうに考えます。

町長自身も、町長もそのようなお考えでおるといふふうに期待しておりますけど、町長そ

ういうふうな理解でいいですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

繰り返しになりますが、過去、私が議員をしているときにはですね、やはり同じように、住民の方からの声を要望というような形でお出ししたらどうですかというようなお話もしたこともありますが、なかなか行政からのお答えをいただく、要するに具現化することが難しいというようなことで、住民の方にお話をさせていただいたことがあります。

いずれにしても、できるもの出来ないものも当然ありますので、なるべくならば住民の要望にこたえていきたいと、具現化していきたいというような思いは常々持っているところではありますが、これについてはなかなか難しいところもありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

今の町長の答弁は努力すると。努力するんだと。その努力をするということは惜しまないんだ。という理解でいいですか。そういった言葉をいただいたと。努力をしてするんだ。だけどその予算的なものとかいろんなものがあって、なかなか難しいけども努力はすると。そういうお気持ちだということで受け止めさせていただきたいのですが、いいですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

当然ながら中身を精査しながら所管とも協議をしながら、その要望に対して当然ながら協議をして努力をしていくということは惜しまないというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

はい。では次の項目に進みます。

今は、相談者が窓口にご相談にこられて口頭または要望書等を、その担当の窓口で要求するといったときの要望書の扱い等についてお伺いをいたしました。

では、町執行部、または、町職員が町民に対して要望書を出してくださいと。

逆に要望書を出してくれと促すような請求するような、ここを改善したいから町のほうから町民または区長に対して要望書を求めるということはあるのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。役場または町職員から特定の個人に対して要望書を提出するというようなことは基本的にはございませんけれども、その要望書の相談があった場合についてはですね、その都度お話をさせていただくことはございます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

私の聞き方も悪かったかもしれませんが、町民サイドから行政サイドに対しての要望とか相談はないにも関わらず、役場の役場側、役場の職員等々から、その案件について特定の個人に対しての要望書を提出してくれと頼むことはあるのかと聞いています。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。そういうケースはございません。

○議長 星 正彦君

田中委員。

○3番 田中 二三輝議員

そういうケースがないということの確認が取れました。

でも、先日行われた新庁舎に関する住民説明会の席上、参加者から町長は、その方のお宅に訪問し総合福祉センター及び石炭資料館の存続とコンパクトな新庁舎建設を求める要望書の提出を求めたというような内容の発言があった。

この発言で一言一句私が今読み上げたのが間違いない、一言一句間違いないということはないと思いますけれども、そのような内容での発言が3か所の方からあった。

この発言の内容っていうのは、町長、こういった発言があったっていうのは事実なのか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今、田中議員が言われた内容については多少違いがありますが、しかしながら要望書についてのお話あったことは事実です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

そうしますと町長は、その方のお宅に行って要望書の提出をしてくれと依頼をしたということでもいいのですか。そういった理解でよろしいですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私はですね、町長就任当時から庁舎建設について住民の生の声を聞きたいというような、そして参考にしたいというようなことは考えておりましたし、発言もしております。

それは田中議員ご承知のとおりだというふうに思います。

そこで令和3年の3月議会には、まちづくり委員会、6月議会でまちづくり懇談会、そして予算を住民の声を聞くための予算を計上させていただきましたが、議員皆さんの賛同が得られることがなく予算を削減し修正予算ということになりました。

ただ、住民の皆さんの中にはですね、いろいろな意見をお持ちの方がいらっしゃることは私自身承知をしておりましたので、その方たちの意見を出してもらって、庁舎建設の参考にしたいという思いはありました。

それで要望書の提出についてのお話をさせていただきました。

その後、庁舎等の建設推進本部会議では非常に厳しい、そして喧々諤々とした激しい議論を交わした中で最終的には議会からですね、新庁舎整備に関する提言書を尊重することにより、策定しました基本計画改訂版を特別委員会でお示しをさせていただいて、ご意見をいただいた上で正式に庁舎等建設基本計画改訂版として策定をさせていただきました。

この基本計画改訂版に基づいて、基本設計が完了し実施設計に入っております。

田中議員がご承知のとおり、いろいろなことがありましたけども、現在に至っているという事です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中二三輝議員

町長がいろんな活動の中で新庁舎に対する思いとかいろいろあったと思います。

就任して、公約を何とか実現したい。こういう思いで、その公約の実現をしたいがために、その方のところに行って何らかの形の要望書を出してくれと頼んだ。

そういった政治手法を使ったのではなくて、町長は自分の気持ちの整理というか参考にしたいから、その件についての何らかの要望書を出してくれと言ったのか。

私はどう理解したらいいのですか。前半だとちょっと問題だけれども、後半だと町民の意見を本当に聞きたいんだ。

だから、何とか皆さんの意見を生かしていただくために、要望書という形で出してくれないかと言ったのだということであれば、積極的に自分のことに関して自分の公約の実現といったものを度外視して、純粋に町民の意見を聞きたいんだと言ったことになると思うんだけど。

この前半と後半によっては全然意味合いが違って来るんでね。

そのお宅に行って要望書を出してくれと頼んだときの気持ちが。それはどうなのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先ほども答弁させていただきましたように住民の方たちにいろいろな意見をお持ちの方たちがいらっしゃいます。

そういった意見を出していただいて、それを参考にしたいというようなことで要望等の提出についてお話をさせていただいたところです。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

町長がよく住民の方はこう言っていますとか住民は見ていますよと言ったことを議員時代から口癖のようにおっしゃっていました。

素晴らしい考えだなと思っておりましたけども。

今回のような、そういったご相談にお伺いしたことの是非というのは今後、町長自身がやはりきちんと整理した中で反省すべきところは反省することが必要だろうし。

そういった相談をして、こういった形のものが出来たのだと言って誇れるものをもって僕はいいと思う。

だけど、町民の意見誘導のために、そういった要望書を求めたのであれば、これは私徹底的に戦いますよ。違うのですね、確認しておきます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

意見誘導という言葉がどういう意味合いなのかよくわかりませんが、これは田中議員も町民の方たちの中にはいろいろな意見があるということをご承知じゃないかなというふうに思います。

そして先ほども言いましたように、私は町長に就任させていただいてすぐにでもですね、竹内議員からのご質問に対しても町民の生の声を聞いて、それを参考にしたいというようなことは、この議会の中でも答弁させていただいておりますし、何度もそういったことについては答弁を含めて、お話をさせていただいております。

ですから、そういった声を意見として出させていただきたいということで、それは要望書という形で出していただければということでお話をさせていただいたところです。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

先ほど総務課長のほうから、役場のほうから特定の個人に対して要望書の提出を求めるということはないという答えをいただきました。

だけど、それに逸脱してあなたは特定の個人のところで要望書の提出をしてくださいと、そういったルールを知らなかったのだらうと思う。

就任すぐだから。だから、行ったことに対してはやはりちょっと反省すべきところ僕あると思います。

例えば、区長会の会議の中で町民の皆さんの意見が聞きたいので何らかの形で意見をまとめてくれんですか。それを要望書という形で出してくれんですかといったことが僕は正しいやり方じゃないかな。もうすっきりする形じゃないかな。

何の疑念も持たれないで済むような形じゃないかなと思います。

ですから町長あなたはね、やはり多くの方の支持を得て町長のその席に座っているのだから、やっぱり、一挙手一投足をもう少し慎重にやっていただきたい。

その行動自身が、今までの鞍手町や行政の政治の流れの中の慣例に従っているのかどうかペーパーベースにないものもあるかもしれないけども、そういったものに従っているのかどうかとか、やはり一つ一つ確認をとりながらやっていっていただきたいと思うし、恐らく何か私はその会場にいませんでしたけど、かなり厳しいことも言われたみたいですけどね。

それは、あなたに対するかわいさ余って憎さ100倍と言った言葉で返ってきたんだというふうに私は思っていますけどもね。

そういった形で、今後いろんな努力が必要な面が多々あると思いますので、こういった、ルールをやはりきちんと踏まえた中で、できるだけそういった先走ったというのも失礼な言い方かもしれないけど、堂々と落ちついた政治の運営といったものに、ぜひ尽力していただきたいというふうに期待を込めておりますけども。

何かあります。なければ終わりますけど。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

田中議員からのご質問、また私を励ます言葉として今の言葉はお受けしたいというふうに思いますし、今後ですね、要望書の提出についての受付のルール等については今までのところも、はっきりとしたルール等は先ほど総務課長が答弁したように、はっきりとしたものはありません。

その都度その都度その内容についてですね、受け付けをし、それを具現化するための努力はしていくということもあります。

また住民の声を聞きたいということが常々私も申しておりましたので、そのことについてもこちらからお話をしたことが、それが要望書の提出のルールにそぐうのかそぐわないのか、そういったことも今後、検討していく必要があるかなというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

今の発言はね、十分に反省をしているというふうに受け止めますし、何もここでね、正面



同士に座って敵味方に分かれる必要も何もないんでね。

励ますとか励まさないとかそういうのじゃないです。

お互いにいいものに向かって、鞍手の将来に向かって歩いていくんだという気持ちさえ一致していれば、その手法等はいろいろあるかもしれません。

だけど、その目的が一つであれば、それでお互いに議論し合えば結果が出てくるんだというふうには私は思っていますので、そういうふうな形で町長もぜひ思っていたいただきたいと思うし。

とにかく、町長は純粋に自分の公約を具現化するために、就任当初、要望書という形でご相談に行かれた。

これは事実があるんだとは思いますが、そういったものを反省すべきところは、もし反省しなきゃいけないところがあれば反省していただきたい。

その気持ちの中に町民がこうやって言っているっていう何ていうのかな、意見誘導的なものを求めたんじゃない。

純粋に町民の気持ちを考え、いろんな考えの方がおられるんで、そういった方々の意見として要望書という形で求めたんだということであって、その要望書が何も行政の右左を決めるわけでもない、議会に対して手かせ足かせになるようなものでもないんだ。

そういった卑劣な手法として使おうとしたものじゃないというふうな形で理解をしておきますので、今後も、しっかりと行政運営、前を見てしっかりと将来の鞍手町の姿、これを思い描きながら、活動をしていくんだというふうに私あなたに対して理解をしておりますので、前向きにしっかりと進んでいっていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

**○議長 星 正彦君**

答弁要りませんね。

以上で田中二三輝議員の質問を終了します。

次に11番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

西藤議員。

**○11番 西藤 典子議員**

11番。通告に従いまして質問いたします。

最近、生理の貧困という言葉がマスコミにも登場し始めましたが、これはコロナ禍以前の2010年ごろから国際NGOのWASHユニテッドというところが5月28日を世界月経衛生デーとして祝う取り組みを続けている。これに関わるものです。

この取組の5月28日には、どのような思いが込められているのか。もし御存じでしたらお教えてください。

**○議長 星 正彦君**

教育長。

**○教育長 外園 哲也君**

お答えします。どのような気持ちがということですが、これは月経に対する沈黙を破って社会の意識を変えることと、世界、国家、地域のそれぞれのレベルで意思決定者に月経に関する制度の政治的優位性を高めることを促すことを目的として出来たと知っております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

そうなんです。5月28日と言いますが、5月というのはですね、これはこういったタブーをなくすことが、この運動の目的ですから、はっきりと言葉に出して申し上げますが、平均的な女性の月経期間、これが大体5日間。そして終期がですね大体28日であると。

こういったことをタブー視しないでですね、やっぱりジェンダー平等の観点から明らかにし先ほどおっしゃいましたように月経衛生を政治の優先課題にしてもらいたい。

生理に対する否定的な社会の意識を変えようという取組であります。

このことがコロナ禍以前から続いていたのですけれども、その運動がですね、この長引くコロナ禍の中で特に今年3月4日に日本で20代でつくるハッシュタグみんなの生理というところが、オンラインアンケートをとりましてですね、5人に1人の若者が金銭的理由で生理用品を買うのに苦勞した。48.7%の人が過去1年間に生理が原因で学校を遅刻、早退、欠席したことがあるという事実を公表したことでですね。

それで、日本社会にも衝撃を与えまして、国会や地方議会でも生理の貧困についての議論が活発化したという経緯がございます。

当然、福岡でも取組みが行われております。

福岡での取組をご存じでしたらお教えてください。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

この件につきましては、教育課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

内閣府男女共同参画局の5月19日時点の調査によりますと、福岡県では6月26日から県内の大学や短期大学の保健室や学生相談窓口などに1か所当たり300枚配布しております。

配布数は合計で1万7,000枚でございます。592パックでございます。

福岡県内の自治体では、北九州市、福岡市、古賀市、直方市、八女市が実施または検討中とされております。

配布場所といたしましては学校、子ども食堂、男女参画推進センター、人権センター、社会福祉協議会などがございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤典子議員

こんなふうですね、今、福岡県でも幅広く取組が行われております。

また他県とかですね他自治体での今言っていたいただきましたけども、他県の取組でも、もしご存じでしたら1、2例で結果です。教えてください。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

この件につきましては、教育課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

先ほど引用しました、同じ内閣府男女参画共同参画局の5月19日時点の調査によりますと全国市町村1,718団体、都道府県47、合計1,765団体のうち255団体、14.4%で実施、または検討されております。

取組といたしましては、社会福祉センター、学校、市役所、男女参画推進センター、保健センターなどで生理用品を配布している事例がございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤典子議員

例えば東京の品川区の大崎中学の例でございますが、28カ所の個室トイレに5個ずつ配布しまして、1日に2回見回って補充しているという取り組みがございます。生徒や保護者から急に生理になった時も安心です。ありがたいなどの声が寄せられまして、校長先生は生理用品がすぐ手に取れることは、子どもたちが安心して学校生活を送るために必要なことだと解りました。また、教育委員会の事務局の方は、生理用品はこれまで保健室にと言っていたんですが、必要だけと言えなかった生徒にも、これで届くのではないのかと。生理をめぐり不安を取りさることで子どもたちの学びの環境整備になると話されております。

鞍手町におきましても女性が健康で安心して活動できるようにトイレットペーパーなどと同等の必需品としまして公共施設や学校のトイレに生理用品を配布すべきだと考えますが、如何でございますでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育課長 古後 憲浩君

現在のところ、学校のトイレに配置する考えはございませんが町内の小中学校では、先ほども意見述べられましたけども、生理用品を保健室に準備しております。

そのため児童生徒は保健室に行けば配布されるようになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

聞き取れず

次に、新庁舎建設の見直しについてお尋ねします。

4月22日から25日まで3回にわたって行われた住民説明会の中でも求められていた情報公開の件ですが、どう行われますか。

改めて確認ということですが、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

5月の臨時会の中でも計画の内容について、もう少し住民周知が必要というご意見はいただきました。

私としてもその必要性は認識しておりますので、紙面による周知を行うこととしました。住民説明会については、広報で説明会の周知をしております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

説明会の中で改めて、こういう大事なことはですね、説明会に行ったのはごく一部の人でしたから全町民に周知していただくことが必要だという意見が出ましたよね。

それで、町長もちよっとおっしゃったような、その後でしたかね、おっしゃってたんですが、そのことをちよっと今確認させていただいております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

その後につきましてですね、まずは6月中旬、これ6月15日の文書配布、全戸配布になりますが、わかりやすい予算書の中で事業費や配置計画などについての説明を、A4サイズ2ページの見開きで掲載をしています。

また7月初旬、これは6月30日の文書配布になりますけども新庁舎等建設事業に関する冊子をA4サイズの8ページの内容で全戸配布をする予定としております。

このガイドブックにつきましては、Q&A方式でQアンドA形式を主として皆さんの疑問にお答えする形で、よりわかりやすい内容となるよう現在作成を進めているところでございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

説明会の資料はですね、今の町の広報とか納得なるほど町の予算ですか。そういったことで知らせるといふことでしたけれども、この配布状況ですね。

こういう冊子類の配布状況はどうなっておりますか。全世帯数と配布の実数をお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、総務課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

5月末現在の住民基本台帳上の総世帯数は7,432世帯となっております。

鞍手広報等の文書配布状況につきましては、区に加入している世帯につきましては区を通じて3,805世帯に配布しております。

また区に加入されていない世帯につきましては、中央公民館、総合福祉センター、くらて病院等の公共施設や、町内の郵便局、銀行、スーパー等に配布しております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

やっぱりですね周知させる。今聞きましたら半分ぐらいですよ。実際に配布されているのは。やっぱり、もうすぐ水害なんか起こる可能性があってハザードマップとかも配っていただいておりますが、そういったことも含めましてですね、やっぱり全戸に配布する体制というのが必要じゃないかと思えます。

置いてあるということですけども、なかなか皆さんそこまで行かれてないということが実際ありまして。私の知ってる人もですね、入ってないとおっしゃるから、私も分かる範囲ではですね、ついでの時にお届けしたりして喜ばれている面もありますが。

やっぱりこれは組に入っていない方も町民ですから手分けしてですね。なかなか難しいなら手数料でも払ってですね、全戸に配布できる体制はとれないものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

そのことにつきましては、現在、内部で検討しているところです。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

是非ですね今回の件もあります。早急に、取組をしていただきたいと思っております。

説明会の資料はですね60ページあったんですね。まだ今回は配布も全戸に配布ということはまだ、取り組まれておりませんが、それで十分だと、今回はいいと思われておるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎邦博君

先ほど言いましたように、わかりやすい予算書、そしてまた別の冊子につきまして、先ほど答弁しましたように、今、検討をしております。その他の方法としまして、その紙面のほかに、やはりホームページ、フェイスブック、LINEなどのSNS。そして今年度から取り組んでいます。KBCのDボタン等を活用して、住民の方に周知するよう考えております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

今ホームページと言われますが、実はですねホームページとか言われても見れないという意見が結構寄せられております。

皆さんの意見の中にですね、53億円という総額の詳細を知りたい。内訳を知りたいという声があります。

ですから、Dボタンとかホームページとかもありますけれどもですね、周知を図るためにもほかのほうは考えられませんか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先ほど言いましたように、鞍手町の中で周知をする方法としましては、やはり1番は特に高齢者の方たちにとってはですね、紙面が1番わかりやすいのかなというふうには考えております。

それで先ほど言いましたように、全戸配布につきましては現在検討しているところです。それ以外に、やはり高齢者の方以外にも、高齢者の方もネットをされる方はもちろんありますけれども、それ以外に若い方たちは特にですね、ラインだとか、またフェイスブックだとかホームページ当然ながら、そういったものをですね、情報を入手してるという方たちもいらっしゃいます。

そういったことも含めて、先ほど答弁しましたように今年からKBCのDボタンで、1チャンネルをつけていただいて、あとDボタンを押していただくと、そこに鞍手町の情報が提供できるようになっております。

中身についてはなかなか多くの情報をその中に提供することは難しいこともありますけ

ども、それを一つのきっかけとして、もう一度、紙面を手にとりていただくだとか、そういう方法で情報を入手していただければと思います。

○議長 星 正彦君

議員。

○11番 西藤 典子議員

先ほども申しましたように、詳細を知りたいと。53億円っていう巨額な予算でありますので、やっぱり詳しく知りたい。自分の目で確かめたいという意見が結構あります。

そういう場合に1番いいのは、説明会の資料をですね、例えば、回覧板で回すとかですね。そういうことも考えられるのではないかと思うんですが、そういう取組をする考えはございませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎邦博君

回覧版はどうかというようにお話がありましたが、回覧板につきましては、これは区に入ってる方たちしか回りませんので、また回覧版を60ページの冊子として回しても、なかなか一軒にですね、ゆっくりと見て時間をとってみるというようなことにもならないのかなと思います。

先ほど答弁させていただきました、新庁舎等の建設事業に関する冊子には、その辺りは詳しく記載をしたいというふうに思いますので、それによってですね、見ていただければというふうに思います。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

そのようにですね、できるだけ、とにかく知らなかったという方が圧倒的に多いんですね。えっという感じの方が多いです。だから徹底的にやっぱり皆さんの疑問に答える。この取組をお願いしたいと思いますが。

次に、そのように周知を図った後、町民の皆さんの意見の集約はどのようになされようと考えていらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

庁舎の建て替えと周辺設備、周辺施設整備を行う新庁舎等建設事業は計画段階ではなく既に事業を執行している段階ととらえていますので、現時点で意見を集約するということはありません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

今回ですねその辺りが町民の皆さんの不信感といいますかね、それを非常に深めていることではないかと思います。

こういう声もありました。町は町民にもっとわかりやすく知らせ、町民の意見を聞くべき。こういうアンケートこそ町民、町がやるべきではないでしょうかという声が寄せられました。アンケートを取るとかいう考えはございませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

そのことについても考えておりません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

町民の声としてですね、全てにおいて住民への情報公開がない。事後報告ではなく、途中経過報告が知りたい。新庁舎にかける分を削って、福祉や介護や学校予算に回してほしい。全部予算が足りない。などの意見があります。

こういった意見を踏まえて、現在の計画を見直すお考えはございませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

役場新庁舎の建設に関しましては、平成29年12月に初版となる基本計画が策定されましたが、前町長の汚職事件の影響もあり、その取組は停滞していました。

その後私が町長に就任してから、計画の見直しについて検討を進めてまいりましたが、行政内部において先ほども言いましたように、非常に厳しい非常に激しい議論を交わしました。

議会においても特別委員会を設置していただき、慎重審議をしていただいた結果、当初の基本計画をより発展させた形で、令和2年1月に基本計画改訂版を策定することとなりました。

そして、この基本計画改訂版をもとに、令和2年9月より設計業務に着手し、本年3月に基本設計業務が完了しました。

住民説明会でも、参加者より見直しについて様々なご意見をいただきました。また一方で、現計画を支持する意見も多数寄せられています。

私は行政の長として、この新庁舎等建設事業を将来のまちづくりを見据えた上で必要な事業であると判断しておりますので、見直す考えについてはございません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。



○11番 西藤 典子議員

また、こういう声も寄せられております。この町を選んで移り住んで30年以上、水巻町、遠賀町を選べばよかったと反省中。余計なものをつくらないで。赤池町役場、方城町役場、結局役に立たない。鞍手町がどうなるのか。という意見も寄せられております。

今、議会の回数を重ねるごとに行政のデジタル化の進行が進んでおります。役場に来なくていい条件が今後ますます進むのではないのでしょうか。

一方、人口は残念ながら減り続けております。30年後、この計画の返済が終わるという30年後の鞍手町の状況を想定して、今のこの計画が鞍手町の状況にふさわしいとお考えでございましょうか。町長の見解を伺います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

庁舎建設につきましては、特別委員会の中でも、または一般質問でも、鞍手町の将来について、50年60年先を見据えた庁舎を建設すべきというようなご意見を多々いただきました。

そういった意味でも、私自身この庁舎につきましては将来を見据えた中で将来のまちづくりには必要なものだというふうに考えております。

赤池または方城町の庁舎の例をとって発言をされましたが、この2町につきましては福智町ということで合併をし、当然ながら庁舎については、今どのような活用されているかということは私自身は承知をしておりますませんが、鞍手町は今後も恐らく私自身、思うところは鞍手町として、50年60年存続する町だというふうにも考えております。そういった意味でも、この新しい庁舎につきましては、住民の皆さんに喜んでいただける、活用していただけるにふさわしい十分な庁舎になると確信をしておりますので、見直しについての考えはございません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

後世に悔いを残さないためにも、あらゆる状況を検討し直して、今ここで立ちの立ち止まって見直しをすべきではないかという考えを持っております。

さらには、どう見直すかということを決定的に上で住民の納得を得るために見直したものをもとに住民投票を行う必要があるのではないかと。

答弁は要りませんが、鞍手町に本物の住民自治の確立するためにも、町長のご英断を期待しまして質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で西藤典子議員の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時20分

再開 14時31分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。引き続き一般質問を行います。

4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

4番。3月議会に続いて、新型コロナワクチンの接種について、確認も含めて今どういう状況なのかっていうのを含めて質問をさせていただきたいと思います。

ワクチン接種も今順調に進んでいるようにも聞いていますが、現在の接種状況ですね。

どのくらいの方が1回2回目打たれて、予約状況はどういうふうに何%入っているのかとか、そういうものを今の現在の状況についてまず教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在の接種状況、予約状況につきましては保健健康課に答弁させます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい。6月1日現在での状況でお答えさせていただきます。

75歳学年齢。今年度75歳以上になれる方の対象者は3168名。予約者2,408名。予約の率が76%。そのうち1回目の接種が終了されている方が1,101名。そのうち2回目の接種を終了されている方が49人でございます。

それから74歳から70歳学年齢の対象者が、1,762名。そのうち予約者が1,367名。予約の率が77.5%。1回目の接種につきましては、74歳から70歳学年齢の方は6月13日、今度の日曜日でございますが集団接種での予定という形になります。

69歳から65歳学年齢の対象者は1,314名で、予約は先週金曜日、6月の4日から始めておりますが、数につきましては、まだ集計中でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ワクチン接種が進むにつれて全国的に予約状況を見ても7割強というか8割弱。結構、多くの方が予約されてあるということはわかりますけれども、その中で副反応について、いろいろ、2回目のほうが熱が高かったとか傷みが出たとか、いろいろな状況を聞きますけれども、この中で重篤なアナフィラキシーを起こしたとかという方がどのくらいおられたのか。また軽症でもそういった熱発したとかという方がどのくらいおられるのかという、そうい

う状況についてはどういうふうに把握してあるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい。まず、アナフィラキシーのショックという接種者の方は報告を受けておりません。それから副反応の疑いがあり役場に治療費の申請を出された接種者が1件ございます。この方は1回目の接種日の翌日からじんま疹が出て5日間ほど入院治療をされ現在は軽快されております。治療費につきましては現在、国へ申請中でございます。

その他、接種部位の痛み等で2件、くらで病院を受診されているとの報告を受けておりますが、その方々は数日で改善されているということで報告を受けております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川委員。

○4番 宇田川 亮君

副反応について健康被害が出た場合に実は先日くらで病院で私付添いでワクチン接種について行ったんですけれども、そのとき言われたのが、もし何かあったら30分は経過観察して、そのあと何かあったら、かかりつけの病院にかかってくださいって言われたんですよ。そこでじゃなくて。どういう意味なのかちょっとよくわからないけど役場の指導また国の指導というのはそういうふうになっているのか。また、その熱が出たとか、その中身にもよりますけども健康被害ですね。それによって、例えば薬が出たとか検査したとか、いろいろはありまじょうが、その治療費はどういうふうになるのですか。

ワクチン接種によって出たと思われる健康被害について、先ほど1件のじんましんが出て5日間入院されたっていう方については治療費の請求が行われているということでしょうけれども、傷みが出た方が2件くらで病院かかってありますけども、別に健康保険使って治療費支払ったのかどうか。どういうふうになっているのかというのを教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい。基本的には現在まだ個別のかかりつけの開業医の先生方が2回目のワクチンの接種が終わっていませんので、本町におきましては、くらで病院以外の個別の開業医の先生方でのワクチン接種は現在行っておりません。

基本的には今くらで病院で宇田川議員おっしゃいますように、先生なり看護師さんでの接種ということで今住民の方々の1回目の接種なりは済んでおります。

その中で発熱等が出た方については、基本、私どもとしましてはくらで病院に相談していただければというふうには住民の方には周知してきているつもりでございますが、そのくらで病院のほうでどういうふうにはスタッフがかりつけの先生にということで説明したか

は申し訳ないですけど把握をしておりませんでした。

治療費につきましては、基本的にはやっぱり保険診療ということで健康被害というふう  
に認められれば全額国費のほうで対応ということになるかと思えますけれども、発熱等  
で薬が出るとかというところであれば、その部分は自己負担での通常の診療費、医療費とい  
う形になるかと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ワクチン接種については国が指導して100%の方に打ってほしいということでやって  
いるところですよ。重篤なそういった健康被害のある方については、わざわざ申請して治療  
費を支払ってもらおうというようなことですが、ちょっと熱が出て解熱剤が処方され  
たと。2日ぐらいでも熱が下がったからって、そのくらいでしたら治療費も云々とい  
う話にはならないかもしれませんけれども。

基本はやっぱりワクチン接種は無料で、国が主導してやって、その中で、それによる熱発  
とか、その他の何か副反応が出て病院にかかったと。治療が必要だったということにつ  
いては、これは健康保険使うかもしれませんけれども、せめて自己負担はとるべきじゃないん  
じゃないでしょうか。

わざわざその軽微なものについては申請はしませんけれども。そこはもう何かそういう  
指針なり、全国的に今やっているんですね。そこら辺をぜひ確認してそういうことで、くら  
て病院のくらで病院でかかったら、ワクチンのせいによるものだと医者が判断すれば、そこ  
はやっぱり治療費自己負担分についてはいただかないということにするべきじゃないだろ  
うかと思うわけですけど、もう一度答弁お願いします。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい。その部分は、宇田川議員おっしゃいますように確かにワクチン接種は全額国費で無料  
で行われております。その他の健康被害等については、それも国のほうが見るということ  
ですので、あくまでも国の指示に従いまして町単独で病院代をワクチン接種で熱が出たから  
無料にするというところは出来ませんので、そこは、本町におきましても国の指針に  
従いまして、治療費等の申請ができる部分出来ない部分というのをですね基準があります  
ので、それに従って進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

熱が出るっていう方については自分で解熱剤準備するか、先生に処方をしてもらうか。そ  
ういったもので自己負担必要になるかもしれませんよと伝えておくべきではないでしょ  
う

か。

医療従事者、特に若い方に熱が出る方が多いというふうに聞いていますけれども、今後、高齢者が終わって64歳以下、16歳以上のワクチン接種が始まったら、やっぱり熱発する方も、そういう意味で統計的に言えば多くなるんじゃないでしょうか。

その場合に、解熱剤は自分で用意してください。または医者にかかって治療費は自己負担してくださいと事前に言うべきじゃないでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

その辺につきましては確かに報道等でご存じかと思えますけれども、やはり高齢者の方よりも今後若い世代になったときに男性よりも女性とかという形で1回目の接種のよりも2回目の接種とかにですね、やっぱり熱が出るというようなところは、かなりの数で報告がされているようでございます。

本町におきましても、くらて病院のほうで今接種される中で、役場としましては日本医師会のほうがですね、副反応で出る症状というようなところで接種部位のはれや痛み、それから、発熱、これは一般的に二、三日程度というふうに言われているようですけども、そういったところを周知するよというところで、徹底をしまいたいというふうに思います。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

一応国なり県なりに確認する必要があるんじゃないでしょうか。

そこそこで、例えば病院じゃなく中央公民館とか、くらの郷で接種会場を設けて、そこでワクチン接種したと。後日、何か副反応が出たなら、かかりつけ医にそのときは行ってくださいっていうのはわかりますよ。

ですけども、個別の病院でワクチン接種を行われておって、それが、かかりつけ医に何かあったらかかりつけ医に行ってくださいっていうのも、ちょっとおかしな話なんで。

ここはやっぱり、一応、一本基本線みたいなものは、とる必要があると思いますし、治療費の面についても、一度やっぱり県なり国なりを確認する必要があるんじゃないでしょうか。その上で、町民の方にお知らせするというのも必要だろうというふうに思います。

次行きます。現在、ワクチン接種進んでいるわけですけども接種場所、現在はくらて病院、それから中央公民館でもあったんですかね。まだですか。くらて病院では、ワクチン接種やっていますけれども、予約の状況それから接種場所におけるの混乱だとか、またキャンセルが出た場合、当日熱発したとか、何か用事で来られなかったとか、ということで、そういったときの混乱っていうのはなかったんでしょうか。これまで。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○**保険健康課長 梶栗 恭輔君**

はい。5月10日よりからて病院におきまして本町の新型コロナウイルスワクチン接種を始めておりますが、接種場所での大きな混乱というのは、昨日まで起こっておりません。

ただ、予約につきましては皆様ご承知のように、4月12日に第1回目の予約時に先着順といたしましたため大変混乱を招いて町民の方にはご迷惑をおかけしましたが、2回目以降につきましては抽せんによる方式に変更しましたので大きな混乱はあっておりません。

それからキャンセルにつきましては接種時間に来られない人が今まで数名おられました。電話で連絡し、すぐに来られた人もおられますが、連絡がつかずキャンセル扱いとなって、からて病院の職員あるいは役場の職員が急遽接種した例が2例ほどあっております。以上でございます。

○**議長 星 正彦君**

宇田川議員。

○**4番 宇田川 亮君**

まずですね、ワクチン接種に行くための、今、高齢者が主ですけども、そういった中で、町のホームページには介護タクシーを利用して要介護1から5の方、それから障がいのある方で認定ある方という方については介護タクシーの利用が出来ますというふうにはありますけども、それについては使った方あるのでしょうか。

○**議長 星 正彦君**

保険健康課長。

○**保険健康課長 梶栗 恭輔君**

介護タクシーの利用につきましては、昨日が本町の集団接種の第1回目でございます。昨日、1件ほど申請がっております。以上です。

○**議長 星 正彦君**

宇田川議員。

○**4番 宇田川 亮君**

それで、ちょっとホームページだけではよくわかりませんでしたけども、その中に生活保護世帯は対象外ですと書いてありましたけど、この理由については。

○**議長 星 正彦君**

保険健康課長。

○**保険健康課長 梶栗恭輔君**

はい。生活保護の受給世帯につきましては、病院にかかる際は交通費等も生活保護費のほうで見られるとなっておりますので、世帯を除いたところでございます。以上です。

○**議長 星 正彦君**

宇田川議員。

○**4番 宇田川 亮君**

それは介護タクシー、交通費っていうのはタクシー代っていうことですよ。介護付のタクシーじゃないでしょう。それも見られるんですかね、生活保護は。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい。ちょっと細かいところまでは確認が出来ておりませんが、基本的にやはりその介護が必要な方が通常その生活保護を受給されている方が、病院に通院等をされる場合は本来であればご自分で公共交通機関を使ってということであれば当然その公共交通機関の料金でどうしてもやはりタクシーでないと通院出来ないっていう方はタクシー代が出るというふうに聞いておりますので、そこが必ずその介護タクシーが必要なのかどうかというところで細かいところまでは確認がとれておりませんが基本的には生活保護費のほうで出るというところで今回、生活保護受給者は除くというようになるところにさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

それならそれで、生活保護の方は交通費が生保のほうから出ますので、除外させていただきますとかいうふうには書かないと、何でそこだけ差別するんかと。差別なのか区別なのかわかりませんが。そういうふうにはしか読み取れませんので、その辺もちょっと丁寧にぜひお願いしたいと思います。

次にキャンセルが出た場合の今後の対応なのですが、先ほど、どうしても連絡がつかない場合に2名ほど、その会場の職員とかいった方が受けられたということですが。県の余剰ワクチン有効活用指針に則り町はやると。キャンセルが出た場合、余剰ワクチンの場合というふうには書いてありますけれども。これ見ると会場の従事者ですよ。それはわかります。それからコロナ業務災害対策業務、窓口業務、これ役場の職員ですね。そのあとに高齢者との接触機会が多い人。最後に学校、学童、保育園、幼稚園の従事者っていうふうになってある。これはですね、そこで、誰がこの中で誰がキャンセル余剰ワクチンが出た場合、キャンセルと余剰ワクチンはまたちょっと別なのかもしれませんが、どこでどう種優先順位つけるのですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい。宇田川議員がおっしゃいますように5月25日付けで福岡県余剰ワクチン有効活用指針が示され、キャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合の対応について県の指針を参考に市町村で方針を定めワクチンの有効活用に努めるよう通知がっております。それを受けまして6月2日付けで本町におきましても、方針を定め、今言われますように県

の指針では接種会場の従事者、新型コロナ対策業務、危機管理、災害対策業務及び窓口業務に従事する行政職員。それから高齢者と業務上接触する機会の多い者。その他は市町村長が特に必要と認める者を対象として接種対象者リストを作成しキャンセル等が出た場合の対応ができるようにすることとされております。

本町におきましても、この県の指針に基づきまして、該当する役場職員と併せまして、その他町長が特に必要と認める者として、小中学校、放課後児童クラブ、保育所などの児童福祉施設、幼稚園の職員でリストを作成するよう現在準備を進めております。

優先順位につきましては、これがもう本当に突発的な部分がございます。例えばですけど、1回目の接種の方がキャンセルした場合はおのずと3週間後の同じ日にその方キャンセルで行っていただいた方がいけるように、きちんと日程調整が組めるわけですが、例えば、今回もありますけれども2回目接種の方が、1日前、極端な言い方すれば当日キャンセルした場合に2回目接種の、おおむね3週間後という日程調整は現在してないんですよ。だから、住民の方については基本、今予約のときに、1回目と2回目をきちんと3週間後という形で予約の枠にそれぞれ納めております。ただ、2回目接種の方の当日キャンセル等が出た場合は、その打った方の2回目という日にちがきちんと決められません。なので、その辺も踏まえて1回目のキャンセルが出たときは、役場職員を除いて今現在調整しています保育士さんとか、そういった学童保育所の方とか、そういう方々を中心にきちんと1回目と2回目の接種日時が決まるような形で今後対象者のリストの優先順位をつけていこうと考えておりますが、どうしても急遽出たときが、おおむねやっぱり30分以内で、接種会場まで行かないといけないということもございますので、それとあわせて2回目の接種のキャンセルのときが、次の日にちが決まらないということで、その辺も役場の職員の方にも迷惑かけますけれども、ケースバイケースと言うとちょっと言い方おかしいかもしれませんが、その状況によってですね、どういう方をキャンセルのときに行っていただくかというところを検討しながらですね、今後リストをつくっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

キャンセルが出た場合の対応なのでですけども。例えば、今高齢者の方には接種券配られていますよね。キャンセルが出た場合の先ほどの優先順位も含めてですけど、今接種券ありませんよね。そういう方でもいいのですか、その接種券なしで。

そして、役場の同じ職員であったとしても、町内にいるとは限りません。町外から通ってある方も通勤してある方もたくさんおられますから、そういった場合どうされるのでしょうか。接種券がなくても、町外の方でもオケケーと。身元さえわかればオーケーなのだと思います。町としての方針を固めてあるのでしょうか。

○議長 星 正彦君



保健健康課長。

○**保険健康課長 梶栗 恭輔君 1 : 4 5**

はい。現在ワクチンの供給量が6月末までに本町の65歳以上の方の分で、ワクチンが入ってきております。この方々が100%打てる量は入ってきております。

ただいま宇田川議員がおっしゃいますように急遽キャンセルが出て、まだ、うちの場合でありましたら、64歳以下の方には接種券を発送しておりません。その分につきましては今後ワクチンの供給自体が決まり次第ですね、順次送付していこうと考えておりますが、町内町外を問わず、国の管理のもとつくられていますブイシスというワクチン円滑化システムというシステムを使えば町内の方でも町外の方でもワクチンの接種券の再発行が出来ますので急遽に備えて役場のほうで町外の方でもきちんとワクチンを打っていただかないといけないというような町外の職員とかが出た場合でも接種券は出せます。以上です。

○**議長 星 正彦君**

宇田川議員。

○**4番 宇田川 亮君**

わかりました。接種券がなくても後日接種券作った後ではとか、キャンセルが出た場合はもう本当1人とか2人とか、もう分かる程度的人数ですので、そこはもうぜひ臨機応変に対応していただきたいというふうに思いますけども。

それで、先ほど課長のほうからワクチンの供給量が6月末までは高齢者の分はあると。今後の供給量についてはどうなるかちょっとまだわかりませんが、問題は全町民がいつごろまでやるのかと。いつまでに打ち終わるように予定を立てているのか。予想してあるのか。供給量にもよりますが、いつごろには終わる予定、順調に來れば。というのがわかれば教えてください。

○**議長 星 正彦君**

保険健康課長。

○**保険健康課長 梶栗 恭輔君**

はい。先ほど申しましたように現在65歳以上の方に接種券を発送し接種を希望される方が7月末までに接種できるように接種の計画を作成し現在予約を受け付けておるところでございます。

先ほど申しましたように65歳以上の接種に必要なワクチンにつきましては6月末までに供給される通知があっておりますが、7月以降のワクチンの供給は7月の初旬に2箱。これは1,170人が一箱ですのでその2個しか現在は決定されておられません。

その後のワクチンの供給量、時期が決まり次第、64歳以下の方をまた細分化しながら接種券を順次送付しながら、接種を進めていきたいというふうに考えております。

今後は、まずは64歳から60歳の方の接種券を送付できるような段階に來ましたら送付をさせていただきまして、その後、ワクチンの供給量を見ながら59歳以下の方に接種券を送付していきたいというふうに考えております。

本町としましては、これが2回接種ってということで、当然現役の世代の方は、先日、国のほうも示されておりますが、例えば職域での接種だとか学校での接種ということも国のほうを中心に進められてくると思います。

また福岡県のほうにおきましても、先週、県議会の定例会の冒頭だったと思いますけども、知事のほうからも、そういった現在、県が実施主体となっている広域接種。大規模接種会場が県内2か所、設置されておりますが、その分をさらに増やすというようなお考えも県のほうにもあるようです。

ですから、鞍手町にお住まいの居住者の方についても、今後そういう広域での接種会場が設置されれば当然そちらでの接種も可能だし、町が設置する接種会場での接種も可能と思います。

現在は7月末までの集団接種会場しかくられて病院と日程調整をしております。8月以降につきましては、お盆過ぎぐらいから、また59歳以下の方を中心にした集団接種ができるような日程調整を土曜日ないし日曜日で今後計画していこうと思っております。

ただ、くられて病院のほうが現在新病院の建設進められておまして、9月の月は機器の引っ越しだとかいうことで、それなりにくられて病院のスタッフの方も日頃からご迷惑おかけしておりますけど、忙しい部分も出てくると。10月1日には新病院が開院するので、また新病院が開院した折には、新病院のほうでも広い講堂等もございますので、現在、1日くられて病院で100名から110名ぐらいで半日昼から今現在してもらってるんですけども、その数を増やすとかですね、さらには個別の開業医の先生方の協力もいただいて、個別の開業医の先生方も、休診日に接種をしていただくとかですね、そういうところで今後も町内の医療機関の皆様との協力を得ながらですね現役世代の接種計画をつくっていききたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

供給量についてはわかりませんが、国の集団接種会場を設けるとか、いろんな要素はありますけどね。町の力量として、先ほどくられて病院が1日100人か110人。それから開業医も入れたら1日どのぐらいの方が接種できるのか。ワクチンの供給量が順調にあれば若い人たちも現役世代がどのくらい、いつごろから始まって16歳以上の全町民が接種し終わるのが大体いつごろになるのか。おおよその目安でいいですから、ぜひ示していただきたいと思っております。

いつまでも、私たちも来年なんだろうとかという話もよく聞くんですよ。

ぜひ、おおよその。ワクチンが安定的に入ってくるとして鞍手町の接種力量を勘案すればいつごろ、全町民16歳以上は全部終わるのかというのを、おおよその時期をお示していただきたいと思うんですけど、それについてはどうですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい。その分につきましては、今後、8月以降の接種日等をホームページ等で予約の数も含めて予約可能日と予約の枠の人数を今後は示しながら予約等も受けていきたいと考えておりますので、なるべく早い段階でホームページ等でお示しさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

最後に、先ほどのキャンセルが出た場合の対応とちょっとかぶってくるのですが優先順位の問題ですね。

キャンセルが出た場合の優先順位と今後65歳以上の高齢者の方たちのワクチン接種が終わった場合の、その後の優先順位の話です。

キャンセルが出た場合じゃなくて、現役世代を先にするのかでなくて、これも県の示している指針に従っていくのか。例えばその従事者とか、高齢者、福祉、教育、それから本当にソーシャルワークが必要な方。この方たち、教員も含めてですけど。この方たちを優先的に先にやるという考えはないのか。ぜひそうすべきだと思いますけれども。これについてはどういうふうに考えてあるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

医療従事者の接種につきましては県が実施主体となっており行われることとなっておりますので、町内の医療従事者の接種が終了するのか、6月の12日と聞いております。

福祉施設につきましては高齢者施設の入所者、従事者の接種希望の調査を行い、嘱託医の先生などで巡回接種を6月22日以降に行うよう計画をしております。学校や保健所、幼稚園の職員の方につきましては、ワクチンの余剰量や接種者、医師とか看護師との兼ね合いもありますので、6月4日から予約を受け付けております65歳から69歳の接種希望者数を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

優先順位を上げるということで理解していいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

優先順位につきましてはですが、65歳以上の高齢者については7月末までに国が求めて

いますので、これを終わろうと今しているところです。

その後、接種を希望する65歳以上の高齢者の接種を終え、基礎疾患を持たれている60歳から64歳の人の接種を考えております。

その際に学校や保育所の先生や職員等については並行して接種することは今のところ考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

これ、町のホームページなんですけども。町が鞍手町に住民登録ある人で現時点での優先順位が以下のとおりですと。4月の13日に更新していますよね。

1番は医療従事者等、2番高齢者、3番が基礎疾患を有する人。4番に高齢者施設等で働いている人という形になっているんですよ。

これは高齢者施設等で働いている人、これ3月議会の時に聞いた国の指針と同じ形ですよ。じゃなくてほかのところで言えば教員を先にしますとかという所もどんどん出てきているわけですよ。

やっぱりソーシャルワークは必要な働いてある方。労働者がですね、1番そこで感染するリスクも高いし、うつすリスクも高いわけですから、先にワクチンを接種するというところで国の指針も県の指針もありますけれどもそれはやっぱり、先にやろうということで決めている自治体どんどん出てきてるわけじゃないですか。

町もそういうふうを考える必要があるんじゃないかと思うんです。もう一度答弁お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先ほど答弁しましたように、学校や保育所、幼稚園の職員につきましてはワクチンの余剰量や接種者の兼ね合いもありますので、まずは65歳から69歳の接種者の希望者を見ながら検討していくとしておりますが、先ほども言いましたように、64歳からの接種を考えていますけども学校や保育所の先生方、職員については60から64歳のときに並行してやっていきたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

町内でも高齢者施設以外でクラスター発生していますよね。ソーシャルワークが必要なところ。そういうのを是非、考えていただきたいと思うのですよ。どうしてもやっぱりソーシャルディスタンスをとることが出来ない職場というのはたくさんあるわけで、そこはぜひ優先して考えていただきたい。

もう一つちょっとお尋ねしますけども、3番目に優先順位を上げている基礎疾患を有する人なんですけれども、どうやって判断するんですか。その接種券を配るとか、なかなか出来ないと思うんですけども。手のあげ方がわかりませんが。これについてはどういうふうに判断を。優先順位をあげてるわけですから、接種券を配るなり、優先順位を上げる方策としてどういうふうに考えてあるのかっていうのを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎邦博君

基礎疾患のある人につきましては7月初旬に基礎疾患のある人の申出を受け付け、広報やホームページで周知をしたいと思いますが、申し出を受け、60歳から64歳、基礎疾患のある人の接種開始については8月から予定をしております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

すいません。基礎疾患を有する人については、年齢制限ないんですね。60歳から64歳ですか。64歳以下でしょう。60から64歳の基礎疾患のある方っていうことですか。じゃないですね。64歳以下のときに同時並行でやるということなんですか。

優先順位にならないじゃないですか町長。優先順位になってないんじゃないですかそれ。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい、基礎疾患のある方には年齢制限はないです。64歳以下の方、今のファイザー社製のワクチンであれば16歳以上からになっていますので対象が。

だから64歳以下の基礎疾患のある方は一斉に先ほど町長が申しましたように広報等周知をして、慢性の心臓病だとか腎臓病だとか、そういう基礎疾患がありますので、それに基づいて現在病院にかかってらっしゃる方、治療中の方等について自己申告において申出をしていただいて、それをうちが基礎疾患の対象者ということでリストアップして、併せて先ほど町長言われました。次に一般の住民の方の64歳それから60歳と並行してという形になるかと思えますけど接種を行っていきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

はい、わかりました。一般の方の60歳から64歳の方と並行して64歳以下の基礎疾患のある方を申し込んでいただくように、やるということですね、すいません。

最後にですね、1点だけ。4月からこのワクチン接種に関わって専任の職員課を増員していただいていますけれども、これで今順調に回ってるんでしょうか。足りているのか。もっ

とこういうところが必要とかというのがあれば、現場の課長のほうから教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗恭輔君

はい。職員については係長職員1名、それから会計年度任用職員4名でワクチン接種班ということで冒頭考えていたよりもやはり仕事量。やっぱり予約の枠を埋めるとかですね。1回だけならまだしも、やっぱり1回目2回目ということで、予約の枠を埋めていったりという作業が結構時間が取られています。

今後、集団接種会場等も昨日も私ども保健健康課の職員9名出ましたけれども、残りまだ7月31日まで7回ございますので、そこは町長、副町長、総務課長にご相談しまして集団接種を行うときにはですね、朝8時半から17時まで、他課の職員に支援をしていただくということで出てもらうようにご相談はしています。ただ通常業務につきましては、担当職員は毎日頑張って残業しております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

くからて病院でもマンパワーを借りてるのかちょっとわかりませんが、結構高齢の看護師さんの方が何人もおられてます。臨時的なのかもわかりませんが。

町として接種会場を別に設けてやるとしたら、やっぱりそれなりの人数要りますよね。医療従事者じゃなくても。となれば、今課長おっしゃったような通常業務と含めて、そういったマンパワーが必要なきともありますから、ぜひ町長その辺勘案してですね、人員のほうも、ぜひ補充できることは補助していただきたいというふうに要望しまして、一般質問終わります。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮議員の質問を終了します。

次に、2番議員 野口美恵子議員の質問を許可します。

野口議員。

○2番 野口 美恵子議員

それでは通告に従いまして質問いたします。防災対策についてです。

障がい者が災害が起きた場合、どうしても後回しにされる傾向があると思います。第三次鞍手町障害者計画のアンケートによりますと障害者のうち災害時に50%以上の人が1人で迅速に避難できるかどうか不安を感じているとの回答があります。そのため、災害時に弱者と言われている人たちを避難所に誘導する上での具体的な対策を鞍手町では何かとられているか質問いたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎邦博君

本町におきましては、災害時要支援者名簿を作成し、同意をいただいた方につきましては、平時より各自主防災組織に名簿をお渡ししております。

しかしながら災害時において、ほとんどの自主防災組織が単独で要支援者の対応を行えるまでには至っておりません。

災害時において避難の際に支援が必要な方につきましては、地元の自主防災組織と役場、消防署、消防団が連携して避難誘導を行います。以上です。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子議員

それではですね、災害時に防災無線がありまして、それも4基足すってということでお聞きしてはすけれども、大雨や台風のと きなど窓を閉めているので何の放送か聞き取れないことがあります。高齢者の方々はほとんど聞こえていないのではないかと思います。

広報鞍手の6月号の2、3ページの特集があって、災害から身を守るということで防災無線の内容確認の電話番号が掲載されております。

近隣の町ではフリーダイヤルで内容を確認できるようにしていますが、鞍手町でも住民サービスのために、そういったことが出来ないかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸公則君

はい。災害時の情報発信といたしましてはですね、先ほどもちょっと出ましたけれども、データ放送を活用してですね、今年度から今取り組んでおります。

KBCの1チャンネルでDボタンを押していただければですね、ご家庭ほとんどはデジタルテレビですので、そこで情報が取得出来ます。いち早くですね、その情報がアップ出来ますので、そのDボタンを活用していきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子議員

それは、最近始まったことなので、それは一歩前進かと思うんですけども、高齢者の方がやっぱりDボタンっていうのもちょっとわかりにくいっていう意見も聞きますし、その1チャンネルつけている方はいいですけど、NHKとかしか見ないとかいう高齢者もいらっしゃいますので、高齢者の方にはなかなか難しいかと思うんですね。

それで、町長の3月の施政方針にもありましたけれども、安全安心な暮らしを育むまちづくり。また五つ目に高齢者や障がい者が生き生きと元気で暮らせるまちとあります。

高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境の整備や障がい者がともに暮らせる地域づくりを掲げて自助事業を推進していきます。また、各種福祉サービスの提供に取り組んでまいり

ますと明記されています。

フリーダイヤルがあれば高齢者の方が気軽に電話しやすくなると思います。フリーダイヤルを設置するっていうのはそれほど困難じゃないと思うのですけれども。出来ましたら前向きに検討をお願いしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

フリーダイヤルにつきましてはですね、これは検討させていただきたいと思います。

それと同時にですね、先ほど総務課長から答弁がありましたようにですね、KBCテレビの1チャンネルのデジタル放送を活用すると、Dボタンを活用するということで、恐らくは災害時はですね、どなたも気象状況その他いろいろ気になっていることがあると思いますので、テレビをつけられている方がいらっしゃるというふうに考えています。

そうした中で、NHKの3チャンネルを見られる方についても情報は1チャンネルのDボタンで鞍手町の喫緊の情報が取得できるというようなことを広報でも周知をさせていただいておりますけども、より住民の方たちにですね知っていただくことで、特に災害時には、防災無線、今までも、なかなか聞きづらくでよくわからないという声がありましたので、今回、令和3年度より、このDボタンを活用した取組をさせていただいています。

是非ともその周知をお願いできればと思います。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子議員

わかりました。それでは、このフリーダイヤルの件ですけれども、高齢者がフリーダイヤルをするのはすごくわかりやすいと思います。今までわからない人は役場の電話番号が載っていますので、そこに電話して問合せがあるっていうことも聞いてますけれども、フリーダイヤルだと気軽に電話しやすいと思いますので、なるべく検討をお願いしたいと思います。

では次に防災の日の件です。2020年3月議会でも質問いたしましたけれども、その後の進捗状況についてお尋ねいたします。

町長の答弁では、近い将来、防災の日を設けてそれが一つの目途として、今後防災意識の高揚に努めていきたいと考えているということでした。

近隣の市町でも防災の日を設け毎年防災訓練などを実施しているところが増えていきます。

設置すること自体が困難なことではないと思いますけれども、一人ひとりの町民の防災意識を高めるためにも必要なことであると考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君



昨年の3月議会、野口委員が言われたとおり同様の質問をいただいております。

その際に、町としましては将来的に防災の日を設け1年に1回、町内一斉に各自主防災組織を主体とした防災訓練等を実施していきたいと考えておりますと答弁しております。

同時にしかし、現時点では一部を除き自主防災組織ごとの防災訓練等を行えるまでには至っておりませんので、まずは町主体の防災訓練等を年数回実施し、各自主防災組織の防災意識の高揚並びに知識の醸成を図っていきたくと考えておりますと答えをしております。現在もその考えに変わりはありません。

本年につきましても防災訓練を実施するため3回分の講師謝礼及び手話通訳謝礼を予算計上しているところです。

昨年につきましてはコロナの影響で、このことにつきましては未実施であります。

今年も今のところコロナの状況次第で、この訓練につきましては、どのようになるか今のところ定かではありませんが、町民の生命、財産を守ることもありますので、なるべく実施を図りたいと考えております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○町長 野口 美恵子君

今の答弁で防災の日の設定までにいろいろなプロセスが必要であるということが理解出来ました。その順序で確実に防災の日を設定していただきたいと思っております。

次に移ります。ハザードマップの見直しの時期です。これも2020年の3月に質問しましたが、再度確認です。町長の答弁で、新庁舎が完成する予定に合わせて、庁舎完成後に見直したいとのことでしたけれども、変更はないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎邦博君

これにつきましても3月議会でご質問いただきました。庁舎移転についてその時に見直したいというふうに答弁をさせていただいておりますし、その考えに今のところ変わりはありません。以上です。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○町長 野口 美恵子君

はい。それでは新庁舎完成後になると思っておりますけれども、なるべく遅れないように早い時期に作成をお願いしたいと思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎邦博君

新庁舎完成に合わせてハザードマップの作成をしていきたいというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子議員

今の言葉に期待いたしましてなるべく早い時期に作成をお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で、野口美恵子議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問を終わりました。

この際、休会についてお諮りします。明日8日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日8日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 15時28分

令和3年鞍手町議会第5回定例会会議録（第3号）						
令和3年6月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年6月9日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
令和3年6月9日 午後2時28分						
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	3	田中 二三輝		4	宇田川 亮	

職 務 出 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠	
	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠	
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠	
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠	
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠	
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠	
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠	
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠	
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
	議 事 日 程						
別 紙 の と お り							
付 議 事 件							
別 紙 の と お り							
会 議 経 過							
別 紙 の と お り							

## 令和3年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月9日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第56号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第57号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第3 議案第58号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第59号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第60号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第61号 専決処分の承認（令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第2号）
- 日程第7 議案第62号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第63号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更
- 日程第9 議案第64号 財産の出資

令和3年6月9日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第56号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

個人番号カードは現在の段階でどの程度まで普及しているかお尋ねしたいと思えます。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

はい。個人番号カードの交付率につきましては、5月末現在、鞍手町では23.78%交付されております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

それを民間業者が設置する端末装置で申請すると書いてあります。民間事業者とは具体的にどういうところでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

はい。ここで言います民間事業者とはコンビニエンスストアに該当すると思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

7月1日から施行するという事になっておりますが、現時点において民間業者であるコンビニエンスストア等がどの程度参加の意思を示しているのか教えてください。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

コンビニエンスストアに関しましては、鞍手町に存在するコンビニエンスストアはほ

とんど今コンビニエンスストアと言われるところは全てその中には入っております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

13条2の第2項にある交付の申請が適正であると認めるときは、多機能端末機器を介して印鑑登録証明を交付するものとする、とありますけども、この交付の申請が適正であるというのはどういう基準で判断するのでしょうか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

個人番号カードを利用しましてコンビニエンスストアの多機能端末を利用するのですけど、そのときにパスワードが必ず必要となっておりますので、それが確実にパスワードが合っているということで本人を確認しまして、適正であると認めることとなると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

第二項も同じ条項。本町はという頭書きがありますけども。要するに申請の登録をして町長が確認をして申請するものではなく、許可をするのではなくて、そういった手続もろもろのセキュリティーの内容をクリアすれば、即刻、出てくるという理解でいいのですね。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

はい。今議員さんおっしゃいますとおり、町長というのは一応、町の責任者でありますので、町長の名前を入れております。議員さん言われるとおりでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第56号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第57号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

第1条で総務大臣を内閣総理大臣に改めるとありますが、その理由はどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。お答えいたします。

このデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中におきまして、所管が総務大臣から内閣総理大臣に改められたことで所管替えがあったことから、この文言が変わっております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

第3条ですが、鞍手町手数料条例におきまして戸籍の附票とか身分証明書は今までどおり300円なのですけれども、特定個人情報の提供等に関する省令第28条の規定に基づく再交付、個人番号カードの追記欄の余白がなくなったとき、その他再交付がやむを得ないと町長が認める場合を除くですか。これだけが何かなくなってですね無料になるわけですね。この理由はなぜでしょうか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

はい。これは個人番号カードの再交付のことを言っております。

議員さんおっしゃいますように、その上にあります身分証明書とか住民基本台帳に基づく証明書というのはこのまま手数料条例は変わりません。

この個人番号カードの再交付だけが無料になるわけではなく、今現在800円かかっておったんですけど、これは町の収入となっております。

これは今度の法律改正によってJ-LISとってですね、地方公共団体情報システム機構。ここをJ-LISというんですけど、ここが個人番号カードを発行するという事で、発行元が明確化されたために、今からは町の収入ではなくJ-LISのほうに町が代わって徴収して納入することになっておりますので、この800円は個人にかかる分800円は変わりません。その分町の収入であるかJ-LISの収入になるかということになっておりますので、この手数料条例は削除させていただいております。以上

です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ということは、町民は800円払わなきゃいけないということですね、その都度。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第57号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第58号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第58号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第58号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第59号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第59号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第59号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第60号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。



宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今回この条例を5年間延長するということなのですが、その理由の中に、この事業の効果を検証した結果、一定の成果を得られたと。成果が確認出来たと言われていきますけれども、具体的にその数値としてどういう成果が上がったのかわかれば。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 和夫君

お答えいたします。今回対象住宅の取得期限を延長した理由。この数値的な成果といたしましては、8年間この事業をやったわけですが、これまでに町外から185世帯574人が転入をしております。

平成2年度の国勢調査人口におきましては国立社会保障人口問題研究所が推計した平成2年の数値、これは1万4,813人となっておりますが、現在、鞍手町が国に報告しております国勢調査人口の報告値ですね。これに比べますと約274ぐらい増えていますというのが一つの理由でございます。

さらにですね、2点目としましては、今年2月に定住促進奨励金の交付対象者にアンケート調査を実施いたしました。

この中の回答で、この奨励金制度が本町への定住にどの程度影響があったかという問合せをしましたところですね、大いに影響した、それから、少し影響した。これが合わせて8割以上がありまして、一定の効果が確認出来たということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第60号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第60号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第61号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第2号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10頁をお開きください。

2款総務費について10頁から13頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。8頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。

8頁から9頁まで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第61号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第61号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第62号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第3号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の12頁をお開きください。

2款総務費及び3款民生費について12頁から19頁まで質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

13頁のコミュニティー助成事業費につきまして、一般財団法人自治総合センターからの助成金の交付を受けて250万円を追加しているということですが、一般財団法人自治総合センターとはどういったところでございましょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美恵君

はい。この一般財団法人自治振興組合は宝くじの財源の一部を財源として運営をしている団体でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

同じところですけども、この250万円、どの自治会にどういうものが購入されるの  
かっていうのを教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美恵君

お答えいたします。令和3年度のコミュニティー助成事業につきましては、新中山区が採択団体となっております。

使途の内容につきましては、エアコン、プロジェクター、ノートパソコン、放送設備等の備品購入費となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

次に進みます。4款衛生費から10款教育費について、18頁から21頁まで質疑ありませんか。

○3番 田中 二三輝議員

19頁から21頁の水田農業担い手機械導入支援事業補助金がマイナスになって、水田農業DX推進事業補助金とありますけども、これ同額に近い金額がマイナスプラスになっているみたいですが、どういう理由でこういう予算編成になったのですか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 大村 俊夫君

お答えします。この水田農業担い手機械導入支援事業と水田農業DX推進事業については、県の事業になるのですが、当初、水田農業担い手機械導入支援事業として5件の要望を上げておりました。その後県と県のほうに要望を出したところ、3件しか採択されなかったため、県と協議した中で、この令和3年度新規事業である水田農業TX推進事業のほうで利用が可能ということで回答いただきましたので、組替えを行ったものです。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中二三輝議員

5件申請して2件が何らかの理由でもれたと。その2件を補てんするためにこの仕組みがあると。だからこちらに補助金替えしたというのは解るのですが何で少し増えるんですか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 大村俊夫君

お答えします。水田農業DX推進事業につきまして、スマート農業の対象というところの要件が新たに加わりましたので、その中で収量センサー等をオプションでつけないといけなくなったところ、それを農家の方にご相談したところ、それをつけて、この事業に要望されるということでしたので、その分、金額が上がっております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

21頁のですね1番下のところですけど、10款の教育費なのですけど。そこに外国青年招致事業費の中の旅費というのがありますね。会計年度任用職員費用弁償ですか。これ50万ぐらいは上がっていますが、これはどういう内容でございますか。内訳を教えてください。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

これはALTの先生の来日にかかる費用でございます。

内訳としましては、イギリスから東京、東京から福岡、東京でのオリエンテーションの宿泊費。隔離期間の宿泊費、市新型コロナ検査料。合計いたしまして51万1,670円でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

もうALT来られているのですか。最近、見たような気がしますけども。現在の状況わかれば一緒に教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

現在、1名の先生が来られておりまして、本来は2名でするところを1名でされております。基本的には、月曜日から金曜日まで各小学校、中学校をまわっておられます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

今のALTの続きなのですけれども、もう来られているのですね。一応期限が決まっていると思うのですけれども。いつまででしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今のALTの先生は去年から来られた先生です。実は昨年度、ALTの先生がいらっしゃる予定だったんですけど、ご承知のとおりコロナの関係でずっと来られなくて。今年の1月からも待っていたのですけどなかなか来られなくて。その関係でまた3年度またお願いをしております。イギリスの状況が今好転しておりますので、その状況を見て、この夏から秋にかけて、もう1名は来られるんじゃないかなと思っております。以上で

ございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8頁をお開きください。

歳入は一括して質疑を受けします。

8頁から11頁まで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第62号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第62号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第63号 地方独立行政法人くらはて病院定款の一部変更を議題とします。

質疑ありませんか。添田議員。

○1番 添田 政勝君

名称の変更の理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この変更の理由につきましては、介護老人保健施設設置に伴います新たにくらはて病院から診療所を開設して介護老人保健施設を設置するために、その名称を変えたところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

診療所を新たに開設するというのは、初めて聞いたのですが、普通は診療報酬の関係で大きい病院じゃなくて、診療所でそれを介して、悪化したときにその病院とか、そういう中間役割的な部分で診療所を開設するというのがよくあるのですけれども、今

回そういうことも考えてあるんでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えします。介護老人保健施設の設置基準におきましては、入所者定数が100名以内の施設に対しまして、常勤の医師1名以上配置されておかなければならないことになっております。

ただし、病院等併設の場合はベッド数に対する割合となっているため、現在、鞍寿の里につきましては、くらで病院の医師1名が兼務で業務を行っております。

鞍寿の里の入居者定数につきましては現在60名でありまして医師の設置基準からすれば余剰が見込まれますので、その余剰時間分につきましては、これまで鞍手町で対応が出来ていないグループホームや在宅老人ホームなどの共同住宅等への訪問診療を提供をすることも想定して今回改正するものでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

そうすれば常駐の医師を兼務じゃなくて、そこに所長ということだろうと思いますけれども。もう一つはですね、今の鞍寿の里の絡みで答弁されましたけども、もう一つはやっぱり診療所となっている限りは、一般の患者さんを受け入れるのかどうか。その辺について教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、この診療所につきましては通常の外来診療を行うという予定はございません。あくまでも先ほど申しましたような鞍手で対応出来ない共同住宅等への訪問診療を提供するということが目的でございます。

ただし、通所に伴いまして通所リハビリ等でやはり具合が悪くなったという方もいらっしゃるかと思います。そういう場合は診療を行うということをしております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第63号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第63号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第64号 財産の出資を議題とします。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第64号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第64号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日10日から14日までの5日間は委員会審査のため休会としたいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日10日から14日までの5日間は委員会審査のために休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 14時28分

令和3年鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号）						
令和3年6月15日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年6月15日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年6月15日 午後1時23分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	3	田中 二三輝		4	宇田川 亮	

職 務	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					



## 令和3年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月15日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第58号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第59号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第60号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第63号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更 (民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第64号 財産の出資 (民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第56号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第57号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第61号 専決処分の承認 (令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第2号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第62号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算 (第3号) (総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第41号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地内解体工事 (1工区)  
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第42号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地内解体工事 (2工区)  
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第12 発委第2号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者に対し敬意と感謝の意を表する  
決議
- 日程第13 閉会中の継続事件

令和3年6月15日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

会議に先立ちまして、町長より発言の申出がありますので、これを許可します。  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

議会最終日に1件ご報告をさせていただきます。

本6月定例会の7日に行われた一般質問において、西藤議員よりいただきました新庁舎等建設事業に関する住民周知の質問の中で、わかりやすい予算書を作成し今月15日に全戸配布すると答弁させていただきました。

しかし、11日に行われた総務文教委員会において、わかりやすい予算書については今月末に配布する予定の、わかりやすい予算書別冊版と同日に配布したほうがよいのではないかというご意見をいただきました。

このご意見について、執行部内で検討した結果、ご意見のとおり同日に配布したほうがよいと判断いたしましたので、15日に全戸配布する予定であったわかりやすい予算書については、別冊版と同じ今月末に全戸配布することといたしましたので、ご報告させていただきます。

○議長 星 正彦君

これから、本日の会議を開きます。

日程はお手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第58号から日程第5 議案第64号までの5件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。  
須山民生産業委員長。

○民生産業委員長 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第58号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第59号 鞍手町特定教育保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第60号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例。

議案第63号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更。

議案第64号 財産の出資。

本委員会は、6月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべき

ものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第58号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第58号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第59号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第60号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第63号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第64号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第58号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 財産の出資を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第6 議案第56号から日程第9 議案第62号まで、また、継続審査に付していましたが日程第10 議案第41号及び日程第11 議案第42号の以上6件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。  
篠原総務文教委員長。

#### ○総務文教委員長 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第56号鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例。

議案第57号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

議案第62号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第3号。

本委員会は、6月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第61号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第2号。

本委員会は6月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第41号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地内解体工事第1工区請負契約の締結。

議案第42号 庁舎等建設事業鞍手町庁舎等建設地内解体工事第2工区請負契約の締結。

本委員会は5月21日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、次のとおり付帯意見をすることとします。

付帯意見。

庁舎等建設事業は、防災拠点として喫緊の課題であり、将来構想を踏まえ慎重な取扱いが必要であるが、調査建設や周辺施設の整備にかかる経費は、当初計画より建設コストの上昇や解体工事、開発範囲拡大に伴う費用、その他諸費用の増加が見込まれる。

よって、予算執行においては、予算内容を精査し、入札等の結果による2次的な結果に期待することなく、関連予算全体の縮減に努め、事業費の削減に努力すること。

また、町民に対する説明は、誤解を招くことなく、慎重かつ丁寧な説明に努めるとともに、町民の納得いく庁舎建設の円滑な実施に向けて最善を尽くすこと。

#### ○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第56号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第56号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第57号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第61号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第62号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第41号について討論ありませんか。

西藤議員。

#### ○11番 西藤 典子君

議案41号、42号について討論をいたします。

日本共産党の西藤典子です。私は、党町議団を代表しまして、議案第41号並びに議案第42号に反対の立場から討論を行います。

今回の二つの議案は、53億円をかける新庁舎建設に関わって、建設予定地の建物を解体する工事の請負契約締結です。

日本共産党は、4月の住民説明会から、急速に広がっている住民世論を大切にする立場から、住民の皆さんとの意見交換を進めるとともに、みんなが喜べる住民サービスのセンターづくりへコンパクトに見直しをと訴え、住民アンケートもお願いしご意見を伺ってきました。

現在、住民世論の大きなところは、53億円はかけ過ぎ、計画はコンパクトに見直しを、一旦立ちどまれというところにあります。

町長は、かつて新庁舎建設の基本方針に財政状況を踏まえたコンパクトな施設、将来的な人口減などを踏まえ、将来に大きな負担を残さない適正な規模の庁舎にしますとしておりました。

住民への説明が足りない、住民の多くはまだ計画を知らないまま、という意見に対し、町長は、住民説明会や議会において、新庁舎建設計画についての情報交換を約束されましたが、それもまだ果たされておりません。

住民の合意もないまま、また、町の説明資料の配布もまだこれからという状況の中で、総事業費53億円の中に含まれる解体工事の契約議案を押し通すことは、問答無用でスケジュールどおりに進めると言わんばかりの態度であり、到底認められるものではありません。

住民合意のない53億円の新庁舎建設強行をこのままじっと見ているわけにはいきません。

現行計画をストップすること。住民への情報公開を急ぐこと。住民意見を募集すること。その上で、コンパクトな計画へ見直すこと。

この四つの点を要求しまして、私の討論を終わります。

#### ○議長 星 正彦君

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第62号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地内解体工事1工区請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第41号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第42号 庁舎等建設事業鞍手町庁舎等建設地内解体工事2工区請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第42号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。日程第10 発議第2号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中議会運営委員長。

○**議会運営委員長 田中 二三輝君**

発委第2号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者に対し敬意と感謝の意を表する決議。

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月15日提出 提出者 議会運営委員会委員長 田中 二三輝。

提案理由 新型コロナウイルス感染症の拡大により、自らの危険を顧みず献身的な努力を続けている医療従事者に対し、敬意と感謝の意を表する決議を掲げるため、鞍手町議会会議規則第13条第3項の規定に基づき提出する。

○**議長 星 正彦君**

お諮りします。発議第2号は質疑討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって発議第2号は、質疑討論を省略します。

これから、採決を行います。

発議第2号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者に対し、敬意と感謝の意を表する決議を採決します。



本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第13 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第77条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、継続審査することに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和3年第5回定例会を閉会します。

閉会 13時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 田中 二三輝

議員 宇田川 亮

令和3年6月15日

鞍手町議会

議長 星 正彦

### 閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
新庁舎建設特別委員会	新庁舎の建設等に関する審査
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査